

## 4 周辺農場防疫班

### (1) 作業内容

- ア 移動制限区域及び搬出制限区域内（以下、本項において「区域内」）の家きん飼養者に対する情報提供、指導等
- イ 発生状況確認検査及び清浄性確認検査
- ウ 移動・搬出制限の対象外とする協議に係る事務
- \* なお、移動制限区域又は搬出制限区域が複数の（総合）振興局に位置する場合、各（総合）振興局の対策本部がそれぞれ所管する区域の農場の対応を行う。

### (2) 作業手順

- ア 事前の準備
  - 防疫計画の精査にあわせ、区域内の家きん飼養者のリストの確認を進める。
- イ 家保で実施する簡易検査が陽性となった段階（Stage 3）
  - 区域内の家きん飼養者に、移動・搬出制限開始の見込み及びその内容を口頭又は電話により連絡する。
- ウ 疑似患畜が決定し、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した段階
  - (ア) 家畜防疫員が、移動制限区域内の全ての家きん飼養農場（100羽以上、ただしだちょうにあっては10羽以上を飼養するもの）に立ち入り、発生状況確認検査を行う。なお、低病原性鳥インフルエンザにあっては搬出制限区域内も対象とする。
    - 発生状況確認検査にあっては、飼養家きんの臨床的な異状の有無を確認するとともに、防疫指針に基づき必要な採材し、検査を実施する家保に送付する。検査を実施する家保は、原則として当該農場の所在地を管轄する家保家保とするが、家保職員の派遣人数等の状況を踏まえ、事例ごとに本庁対策本部指揮室防疫班が調整を行う。
  - (イ) 家伝法第52条に基づき、区域内の家きん飼養者に対し、当該農場が対象となっている移動・搬出制限が解除されるまで毎日の死亡羽数の報告を求め、その結果を本庁対策本部指揮室防疫班に報告する。なお、都道府県知事が家畜の所有者等に必要な報告を求めることができるとする家伝法第52条に係る事務は家保所長に委任されている。

## エ その他

- (ア) 区域内の家きん飼養農場における、移動・搬出制限の対象外とすることが妥当と考えられる事例を把握し、速やかに本庁対策本部指揮室防疫班に連絡する。防疫班は状況を調査し動物衛生課と協議を進めるが、その際の必要な情報収集等について周辺農場防疫班と連携して対応する。
- (イ) 移動制限区域内の全ての発生農場での防疫措置の完了後、10日が経過した後、清浄性確認検査を実施する。手順は発生状況確認検査と同様とする。

## (3) 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局、家保又は集合施設等に拠点を置き、公用車（各自運転）により移動する。

なお、(4) で国又は都府県に対して要請した家畜防疫員等の対応にあつては、当該獣医師の移動のための移動手段を確保する。

## (4) 人員構成

家保及び(総合) 振興局職員で対応する。

家きん飼養者への連絡、家きん飼養農場への移動にあつては当該農場が所在する市町村の協力を得て実施する。

なお、区域内の農場が多い場合、立入検査については、本庁対策本部指揮室が国又は都府県に対して家畜防疫員等の派遣を要請して対応する。

## (5) 必要な資材

立入・疫学調査係に準じる。

## (6) 連絡先

周辺農場防疫班

担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

最終改定 ○年○月○日

## 5 防疫作業員への留意事項 (高病原性鳥インフルエンザ)

### 1 集合施設

○○町体育館

連絡先 現地指揮室 防疫支援班集合施設運営係 電話0000-00-0000

### 2 持参する物

- (1) 健康保険証、常用薬
- (2) 作業実施日数分の防疫作業に使用する作業着、下着、靴下ほか
  - ・着用後は各自で洗濯してください (化繊のものが早く乾くので便利です)。
  - ・厳冬期においては防寒を意識したものを持参して下さい。
- (3) ビニール袋 (集合施設内で私物を収容する)
- (4) 作業上使用する運転免許証は、消毒出来るよう密閉式の袋に入れて下さい。

### 3 作業前日までの留意事項

- (1) 防疫作業マニュアルには、あらかじめ目を通しておいて下さい。
- (2) 宿泊先は指揮室で手配します。宿泊費は各自で精算願います (後日支給)。
- (3) 公用車での移動に要した経費 (燃料代、高速道路使用料金等) を、私費で立て替えた場合は後日支給しますので、領収書かレシートを保管しておいて下さい。
- (4) 防疫作業前日は早く就寝するなど、体調管理に努めて下さい。
- (5) 支給される防寒衣等の資材を周辺地域やホテルで着用しないで下さい。
- (6) 防疫作業従事期間中及び作業終了後7日間は、ウイルスまん延防止のため、養鶏場、動物園、ペットショップ等の鳥類が飼養されている施設に立ち入らないで下さい。

### 4 集合施設に持っていく物

- (1) 集合施設には持参した作業着を着て向かって下さい。
  - ・必要に応じて着替えを用意して下さい。
  - ・防疫衣、長靴、手袋等は集合施設に用意してあります。
- (2) 集合施設に到着後、着替え、履いてきた靴等の私物は、持参したビニール袋に入れて一つにまとめ、袋に所属・名前を書いて、会場の指定された場所に保管して下さい。

注1 一度農場に持ち込んだ物品は消毒せずに持ち出すことは出来ません。飲食物等は集合施設に用意してありますので、貴重品 (腕時計、財布、携帯電話、指輪、金銭等) は宿泊施設で保管し、集合施設等の作業現場には持ち込まないで下さい。紛失しても責任は負えません。

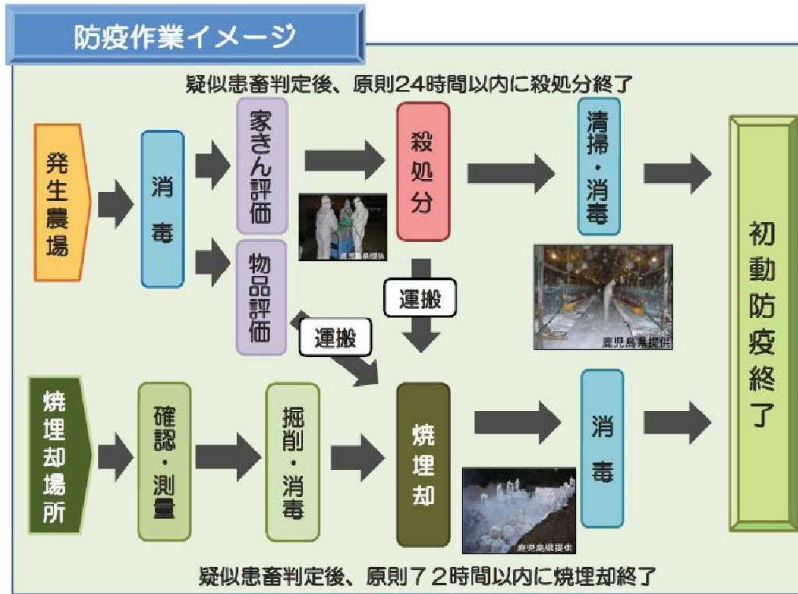
注2 農場内は禁煙です。

5 現地で支給されるもの

- (1) 防疫作業資材 (防疫衣、ゴーグル、手袋、ディスポキャップ、マスク、長靴等)
- (2) 食事、軽食、飲み物等

6 作業のイメージ

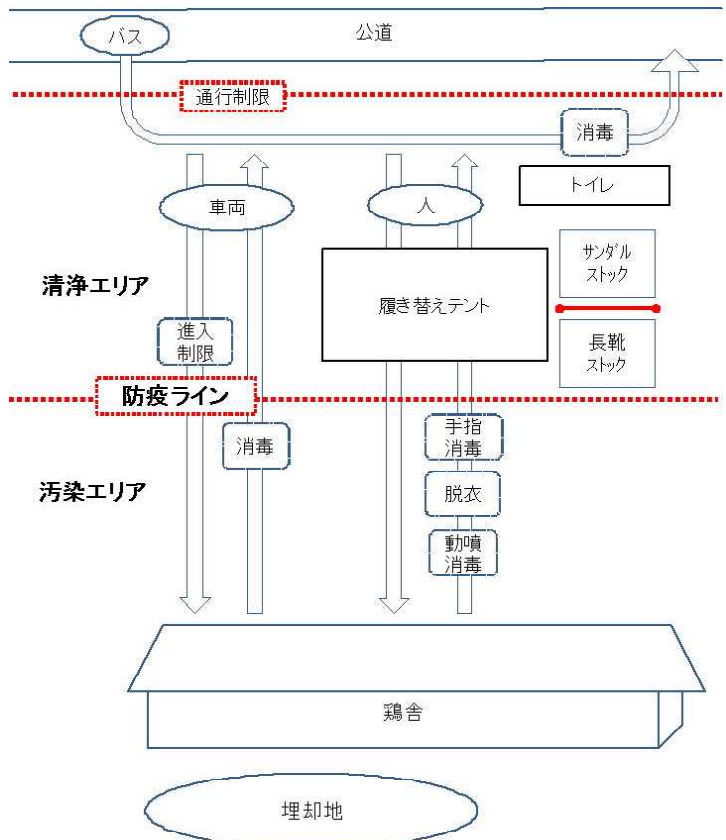
- (1) 作業イメージは次のとおりです (一日の流れは別紙 1-1、1-2 のとおり)。



- (2) 作業場所・内容によっては、作業時間が長くなることがあります。防疫作業の趣旨をご理解の上、あらかじめご了承ください。

- (3) 作業場所には、道、自衛隊、市町村、関係団体、農場職員等が作業しています。

- (4) 作業場所は、  
「清浄エリア」  
「汚染エリア」  
に区分され、その境界には  
「防疫ライン」  
を設定し、農場や埋却地からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの持ち出しを防止しています。



## 7 健康管理への配慮

- (1) 受付会場で受付後体温を測り、保健師による健康調査を受け、体調の状況によっては、医師の診察を受け、作業を控えるよう助言があった場合、配属された係のリーダーに報告し指示に従ってください。なお、体調不良の自覚症状等がある場合、必ず自主申告してください。
- (2) 気温が高い場合は熱中症に注意し、休憩時間には十分に水分をとってください。
- (3) 係リーダーになった方は、気候等を考慮して、適宜休憩時間を増やすなど、防疫作業員の体調管理に留意してください。
- (4) 「トイレ」は清浄エリアに設置してあります。消毒後、防疫衣を脱いでトイレに行く必要がありますので、我慢せず、早めに係リーダーに申し出てから退場してください。
- (5) 作業終了後、10日間の健康観察期間があります。健康観察期間中はなるべく集団の場に行くことを控え、インフルエンザを疑う症状が出た場合、すぐ職場の管理者に申し出てください。

## 8 労働安全への配慮

- (1) 円滑な作業実行と、ウイルスのまん延防止のため、現地ではリーダー等責任者の指示に必ず従ってください。
- (2) 係リーダーになった方は、防疫作業員に対し安全確保のため注意事項について十分説明し、作業中は作業工程の監視や注意喚起に努めてください。
- (4) 負傷したり、薬剤や消毒薬等が目に入った場合のほか、疲労感を感じた場合等もすぐに係リーダーに申し出てください。
- (5) 防疫作業中は、必ずゴーグルを着用してください。
- (6) 高所で作業する際は、落下しないよう足元に十分注意してください。
- (7) 農場内では重機や車両と一緒に作業します。常にそれらの動きに注意を払って作業してください。
- (8) 農場や埋却地ではクレーン等で吊り下げているものは落ちてくる危険があるので絶対に下に入らないでください。

## 9 バイオセキュリティ対策

ウイルスまん延防止のため、現場の責任者から説明される入退場手順、留意事項には必ず従ってください。

## (別紙 1 - 1 : 農場防疫)

## 1 日の作業の流れ (イメージ)

宿泊施設

↓ (専用バス、公用車等)

集合施設 (作業開始 2 時間前集合)

受付

健康調査

防疫作業の班の体制、作業時間についての指示

防疫衣等の着用

↓ 班ごとに移動 (専用バス)

発生農場等

農場テントで履き替えテントで長靴に履き替え、汚染エリアに入る

↓

作業内容の説明

↓

作業

資材運搬

殺処分 (捕鳥、運搬、二酸化炭素ガス殺処分、フレコンバッグ投入、記録)

清掃、消毒、汚染物品の搬出、埋却等

↓

作業終了

↓

農場テントの防疫衣脱衣場所で防疫衣等を脱衣、手指の消毒後、サンダルに履き替え清浄エリアに移動

↓ 班ごとに移動 (専用バス)

集合施設

うがい、休憩、飲食

健康チェック (一日の作業終了後)

↓ 移動 (専用バス、公用車等)

宿泊施設

■ 主な作業時間

- 1 殺処分係、清掃・消毒係  
作業 2 時間 + 休憩 2 時間 + 作業 2 時間
- 2 埋却係  
作業 8 時間 (係内で交代で休憩)

### 防疫衣の着衣手順

1 目的  
防疫作業員をウイルスの感染から守る

2 資材  
ゴーグル、キャップ、マスク  
防疫衣 2枚  
(外側の上半身に、係名、所属、名字の順に記入) ※背中にも  
薄手手袋、厚手手袋、長靴  
(寒いとき) 防寒靴下、防寒インソール、カイロ  
(重機のそば、高所で作業する場合) ヘルメット

### 3 着衣手順

毛髪と耳はキャップの中  
マスクは顔に密着させる  
(長髪は束ねておくこと)

フードを2枚かぶってから  
ゴーグルをつける

薄手手袋をつける

厚手手袋の中に防  
疫衣の袖を入れ込む

布テープで  
目張りをする

布テープの端を  
折り返しておく  
後ではがしやうい

内側の防疫衣は必  
ず長靴の中

外側の防疫衣は  
必ず長靴の外

しゃがんだ状態で  
裾を目張りする

捕鳥の際に防疫  
衣が損傷する恐  
れがある場合は  
布テープで補強

ワンポイントアドバイス:  
防疫衣の袖は、袖を握ってから  
薄手手袋をはめるとうまく入れ込める



## 防疫衣の脱衣手順

### 1 要点

脱衣の過程で外側の汚染部分で内側を汚染させないように脱衣する。

### 2 脱衣手順

#### (1) 消毒



消毒薬を全身に受ける  
(その場で回る)



長靴の汚れをできるだけ落とす  
(靴底も)



厚手手袋の汚れを落とす

#### (2) 脱衣



目張り(腕と足)を外す



ゴーグルを外す



フードを外しチャックを全開に(内側に触れない)



厚手手袋をはずす  
(内側に触れない)



外側防疫衣を脱ぐ  
(表面に触れないよう  
内側をつまむ)



踏みつけるなどして  
長靴を引き抜く



フードを外し、チャックを  
全開に(内側に触れない)



マスクを外す  
(ゴムを持って)



キャップを外す  
(外側をつまんで)



内側防疫衣を脱ぐ  
(衣服に触れない)



内側手袋を裏返すように外す  
(手に触れない)

手指の消毒



## (別紙1-2 消毒ポイント)

## 1日の作業の流れの (イメージ)

宿泊施設

↓ (専用バス、公用車等)

集合施設 (作業開始2時間前集合)

受付

健康調査

作業内容の説明

防疫衣等の着用

↓ 各消毒ポイントへ移動 (公用車)

消毒ポイント (作業時間 ○時間)

↓

消毒スペースに誘導、停車、車両消毒、車両消毒済証明書の発行

↓

作業終了

↓

防疫衣等の脱衣

↓ 移動 (公用車)

集合施設

うがい、休憩、飲食

健康調査 (一日の作業終了後)

↓ 移動 (専用バス、公用車等)

宿泊施設

## (別紙2)

## 消石灰を取り扱う際の注意

農場で使用する消毒用の消石灰は比較的安全な物質ですが、強いアルカリであるためその取扱いには注意が必要です。

## 注意点

- 1 皮膚、口、呼吸器等を刺激し、皮膚や粘膜が赤くただれることがあります。
- 2 眼に対して刺激性であるため、視力障害を起こすことがあります。
- 3 取り扱った後は、手洗いとうがいを忘れないようにしてください。
- 4 子供の手の届かない所に保管してください。

## 使用する際には

- 1 保護メガネ (目に入らないようにします。)
- 2 保護手袋 (ビニール手袋などを用いて、消石灰が直接肌に触れないようにします。)
- 3 保護マスク (吸い込んだり、飲み込まないようにします。)
- 4 保護衣服 (防水性の作業着などを着用し、直接肌に触れないようにします。)

## 万が一の際には

- 目に入った場合：直ちにきれいな大量の水で15分以上洗浄し、速やかに医師の診察を受ける必要があります。
- 吸い込んだ場合：新鮮で清浄な空気のある場所に移動し、きれいな水でうがいし、鼻の穴も洗浄後、速やかに医師の診察を受けてください。
- 飲み込んだ場合：直ちにきれいな水で口の中をよく洗い、速やかに医師の診察を受けてください。
- 皮膚に付いた場合：直ちに大量の水で洗い流し、強い肌荒れや火傷などが見られたら、速やかに医師の診察を受けてください。

消石灰は強いアルカリであることを忘れずに、周囲の農業者や農場などにも配慮しながら散布してください。

(農林水産省防疫作業マニュアル抜粋)

## 連絡先

現地指揮室 防疫支援班健康管理・感染症対策係 電話0000-00-0000

医療機関〇〇〇〇 電話0000-00-0000

北海道高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫  
対応マニュアル

製作編集 北海道農政部生産振興局畜産振興課

〒060－8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

T E L : 011－204－5441 (ダイヤルイン)

F A X : 011－232－1064

発 行 平成31年4月